

門真市立第二中学校 探究学習プログラムの設計及び運用業務委託事業者選定における 公募型プロポーザル 実施要項

1. 本要項の 目的

本要項は、「門真市立第二中学校 「探究学習カリキュラムの設計及び運用業務」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業 概要

(1)事業名

門真市立第二中学校 探究学習カリキュラムの設計及び運用業務委託

(2)事業内容

別紙1「門真市立第二中学校 探究学習カリキュラムの設計及び運用業務委託 仕様書」のとおり

(3)契約期間

契約締結日 から 令和8年3月 31 日 まで

(4)上限額 一人 3,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上限額は次の項目の経費を含むものとする。

ア. 探究学習カリキュラムの設計業務に係る経費

イ. 契約期間中の探究学習カリキュラムに資する教員向け研修費

ウ. 「探究学習カリキュラム」運営マニュアルの作成

エ. 探究学習の成果としての「アウトプットデー」の企画及び運営補助

オ. 探究学習カリキュラムには門真市における地域との連携、企業との連携についてのアイデアが盛り込まれていること。

カ. 2025 年大阪万博のテーマである、SDG's の内容を含むこと(例:1年 地域 2年 日本 3年 世界)

キ. その他、教職員の一助となるような伴走型人員の派遣及び運営補助

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者でないこと。

(2)本業務の 応募書類 提出時において、「5 応募書類 」及び「7 応募書類 の提出 」において 本市が指定する提出書類を提出できる法人であること。

(3)提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(4)次のいずれにも該当しないこと。

①取締役等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ③取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- ⑤ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認いると認められる者
- ⑥ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していしていると認められる者
- ⑦ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7)国税及び地方税を滞納していないこと。

4. プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、下記により必要書類を提出してください。

- (1)提出書類 5. 企画提案書の提出手続等に記載されている①～③
- (2) 提出期限 令和7年2月 14 日(金) 17 時必着
- (3) 提出方法 電子メール

5. 企画提案書の提出手続等

(1)提出書類

①企画提案書(A4 用紙;任意様式)

別紙仕様書を参照の上、提案すること。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容
- ・業務の実施スケジュール
- ・実施体制
- ・委託事業に係る過去の実績

②会社概要または会社概要パンフレット

③経費見積書

(2)提出期限

令和7年2月14日(金) 17時必着

(3)提出方法 電子メール

6. 企画提案書の取り扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱うこととする。

(1)提案書等の著作権は提案者に帰属し、学校は次のただし書き及び(3)の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとする。

(2)提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、門真市立第二中学校の保護者等への周知のために一定期間、ホームページ等での公表に使用することがある。

(3)提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(4)委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、学校との協議を重ねながら決定していくため、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合がある。

7. 審査方法等について

(1)評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

門真市立第二中学校探究学習プログラムの設計及び運用業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については別途通知する。

ア 審査方法

① プレゼンテーション(20分間・オンライン可)

② 質疑応答(ヒアリング・10分間程度)

イ 注意事項

① プロジェクター、スクリーンは学校で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。

② オンライン等でプレゼンテーションを行う場合、事前にオンライン会議システム(Zoom、GoogleMeet等)のアドレス、ID等をメールにて送付すること。

③ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(3)評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4)候補者の選定方法

評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。ただし、最高点が複数の場合は、①審査項目「提案内容」における得点が最も高い者②提案価格が低い者の順に選定する。

委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、学校との協議を重ねながら決定していくため、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合がある。

8. 契約手続き等

(1)受注候補者と門真市立第二中学校との間で、業務内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2)支払条件 毎学期

9. 企画提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先

〒571-0022 大阪府門真市沖町 10-1

門真市立第二中学校 担当:古崎(教頭)

受付時間は 9:00～16:30 まで

TEL:072-881-5021 E-mail:daini-jhs.pr@city.kadoma.ed.jp